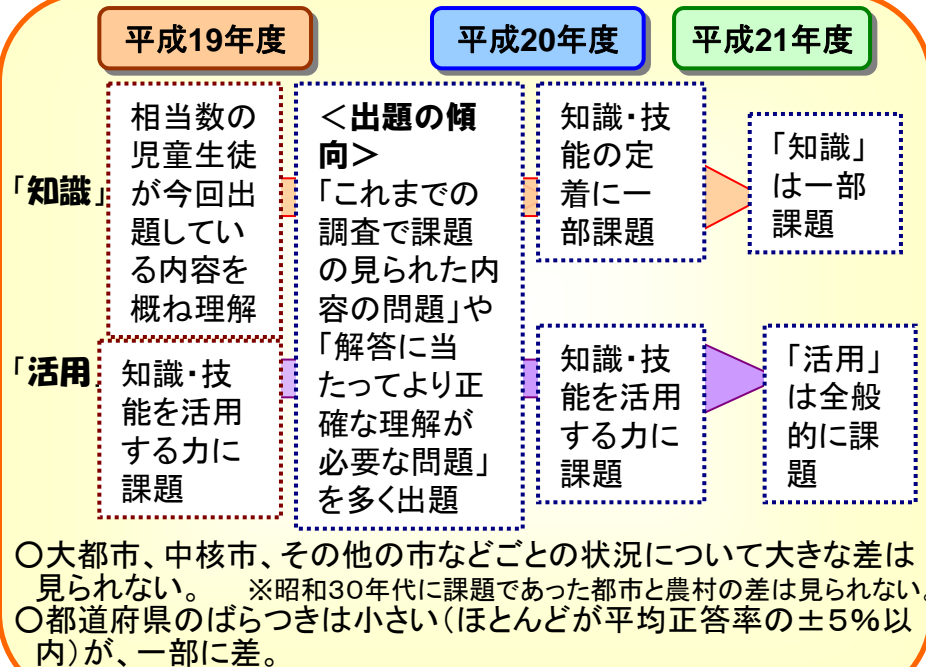


我が国の子どもたちの学力と学習の状況①

平成21年度全国学力・学習状況調査

- 平成21年度調査を平成21年4月21日に実施、8月27日結果提供・公表
- 小学校第6学年、中学校第3学年の児童生徒が対象（約235万人が調査に参加）
- 対象教科は国語、算数・数学（児童生徒と学校に対する質問紙調査も実施）
- 「知識」と「活用」（知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力など）に関する問題を出題

教科に関する調査の結果



児童生徒質問紙の結果

- 関心・意欲・態度については、算数・数学の勉強が好き、朝食を食べているなど多くの点について改善傾向が見られる。
- 学習に対する関心・意欲・態度、宿題、読書、基本的な生活習慣等で肯定的な回答をした小中学生ほど正答率が高い傾向。

学校質問紙の結果

- 全国学力・学習状況調査の分析・活用、国語・算数・数学の宿題をよく与える、PTAや地域の人々の参加等、学力向上のための取組が増加
- 学力低位層の割合が減少した学校では、学習規律の維持の徹底や、国語の宿題を与えている学校の割合が増加。
- 自分で調べたことや考えたことを分かりやすく文章で書かせる指導、書く習慣を身に付ける指導、実生活との関連を図った指導を重視している学校等の方が平均正答率が高い。

調査結果の積極的な活用を推進

①国において調査結果の積極的な活用を一層充実

- 基本的な分析に加え、**専門的・多面的な分析を推進**
- 教育指導や学習状況の**改善等に役立つ情報を積極的に発信**

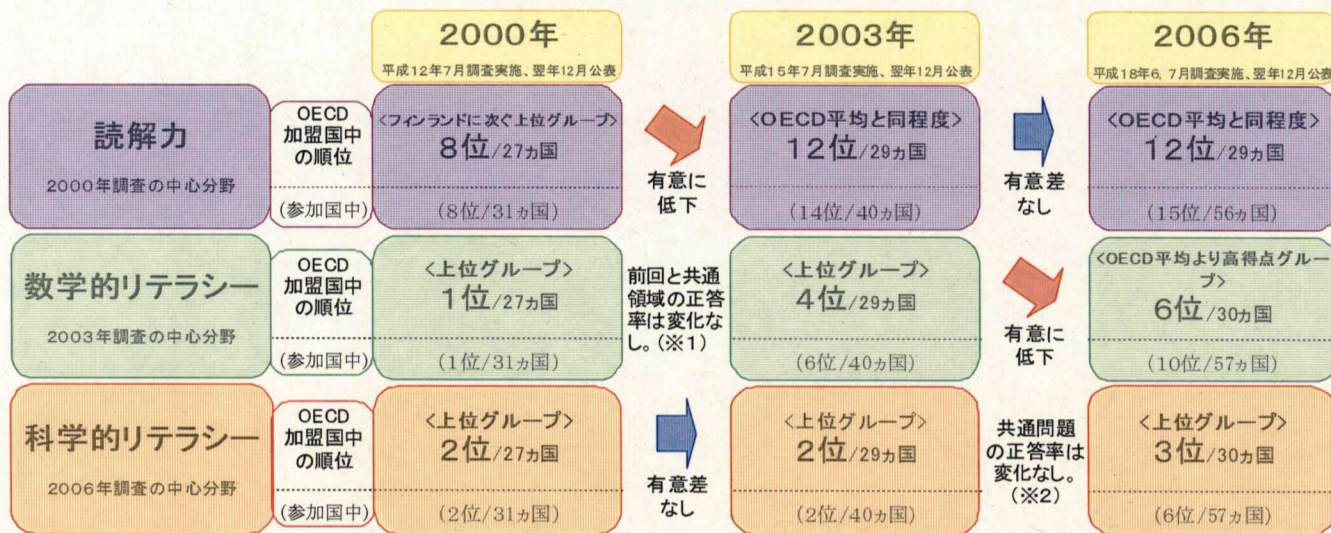
②教育委員会、学校等における調査結果を活用した取組を推進

- 各教育委員会、学校における学校改善に向けた計画的な取組を推進**
- 学校において、児童生徒への教育指導等の改善に活用**

我が国の子どもたちの学力と学習の状況②

◆ OECD生徒の学習到達度調査(PISA)の結果から

・PISA調査; OECDが15歳児(我が国では高校1年生)を対象に実施



※1 2000年、2003年の共通領域の結果で比較

※2 出題の枠組みが変わったため、比較可能な共通問題の結果で比較

◆ IEA国際数学・理科教育動向調査(TIMSS2007)の結果から

	小学校	
	算数	理科
2007年(第5回)	568点 (4位/36カ国)	548点 (4位/36カ国)
2003年(第4回)	565点 (3位/25カ国)	543点 (3位/25カ国)

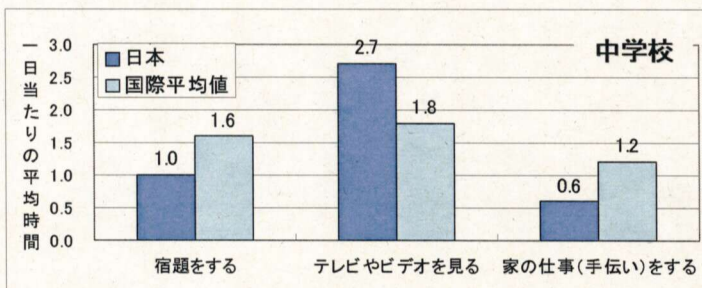
	中学校	
	数学	理科
2007年(第5回)	570点 (5位/48カ国)	554点 (3位/48カ国)
2003年(第4回)	570点 (5位/46カ国)	552点 (6位/46カ国)

・TIMSS調査はIEA(国際教育到達度評価学会)が昭和39年から行っている調査で、2007年は、小学4年生と中学2年生を対象に算数・数学、理科について調査。

・PISA調査のように「活用する力」ではなく、学校カリキュラムを通してどの程度知識が身についたかを調査。

・我が国の児童生徒の学力は、国際的に見て上位。平均得点はすべて前回以上だが、統計上の誤差を考慮すると前回と同程度。

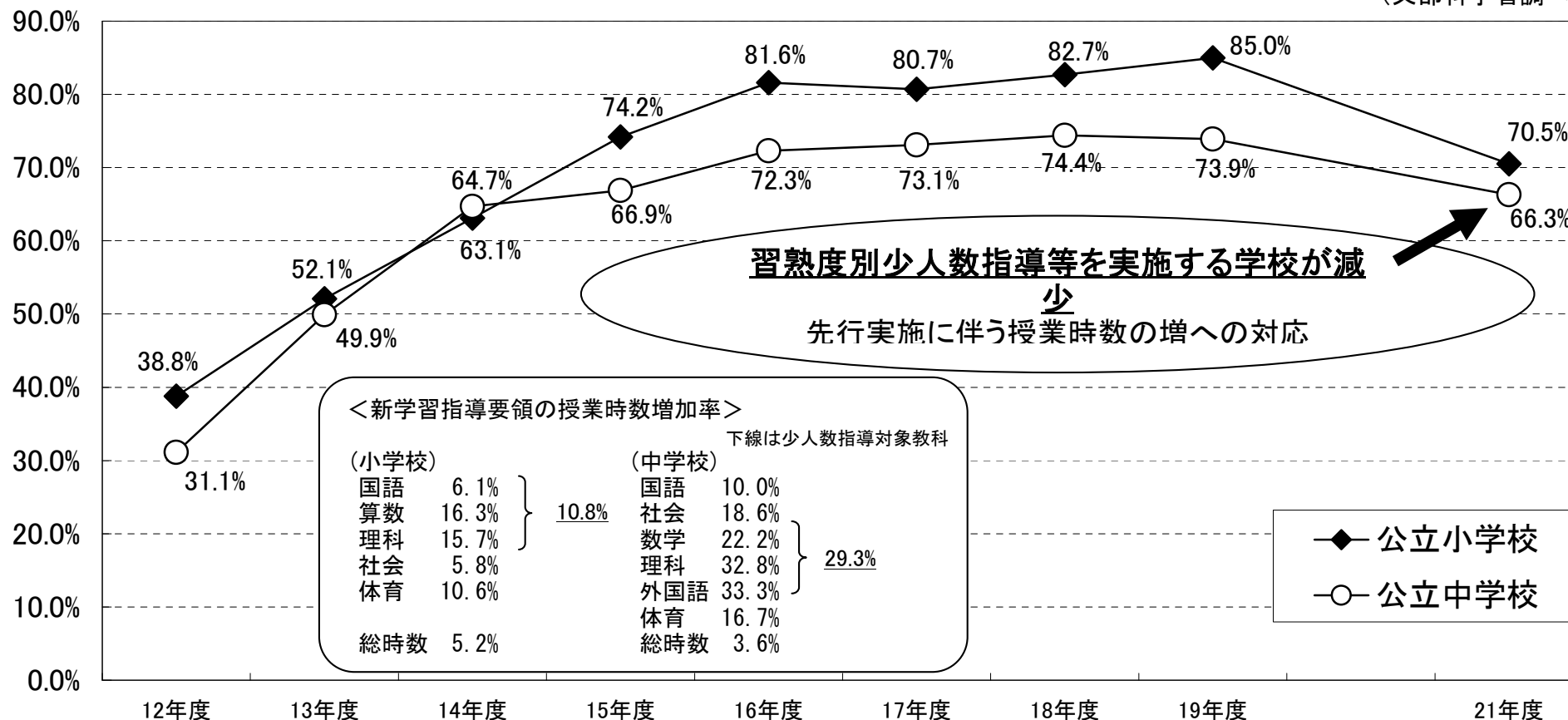
・小学校で一部改善が見られるが、学ぶ意欲や学習習慣に課題があり、また、テレビやビデオを見る時間が長く、家の手伝いをする時間が短いなど生活習慣にも課題。



	勉強は楽しいと思う(小学校)	
	算数	理科
2007年	70%	87%
2003年	65%	81%
国際平均(2007)	80%	83%

習熟度別少人数指導等の実施校の割合

(文部科学省調べ)



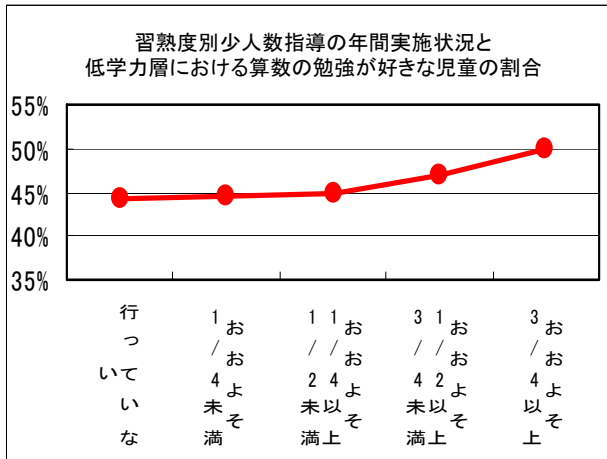
※ 数値は、公立小・中学校のうち、児童生徒の理解や習熟の程度に応じた指導を実施している学校の割合である。

※ 数値は、年間を通じて実施するものだけでなく、ある単元の学習等の特定の時期で実施した場合、特定の学年で実施した場合も含んでいる。

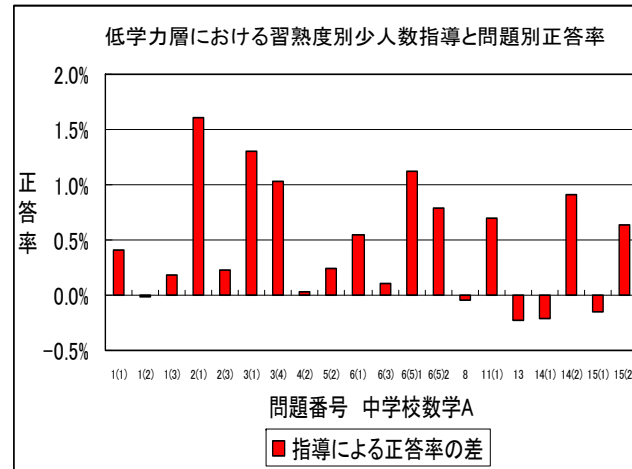
※ 平成20年度から学校の負担軽減の観点から隔年調査としたため、平成20年度は未調査。

習熟度別少人数指導の効果

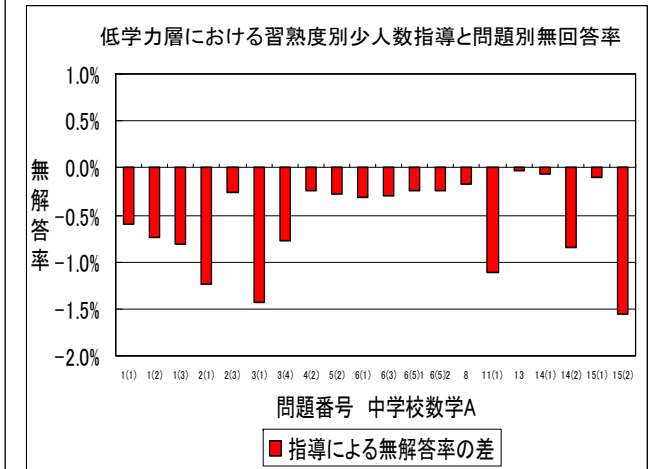
○習熟度別少人数指導を行うことにより、低学力層の児童生徒の学習に対する関心・意欲・態度が高まる傾向



○習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも正答率が高い



○習熟度別少人数指導を受けた児童生徒の方が、受けなかった児童生徒よりも無回答率が低い（＝解答意欲が高い）



「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の
学習指導要領等の改善について（答申）」【抜粋】

（平成20年1月17日 中央教育審議会）

9. 教師が子どもたちと向き合う時間の確保などの教育条件の整備等

○ これまで述べてきたとおり、「生きる力」をはぐくむという理念を実現するに当たっては、個々の子どもたちの理解や習熟度に応じたきめの細かい教科指導、観察・実験やレポートの作成、論述といった知識・技能を活用する学習活動、職場体験活動といった体験活動などの充実が学校全体で取り組むことが求められる。

そのためには、教師が子どもたちと向き合う時間を確保することが必要である。このため、それに要する教師数を確保する観点から、教職員定数の改善が重要である。また、外部人材の活用や地域全体で学校を支援する体制の構築なども求められる。さらに、指導方法の改善や教科書の充実などを図り、子どもたちと向き合う時間を効果的・効率的に活用する必要がある。

このように、国と地方が協力して、教職員配置、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備を確固たるものとする必要があり、教育基本法第17条の規定により新たに政府が定める「教育振興基本計画」の作成に当たっても、この点を重視すべきである。

また、学校が、地域と連携を深めながら、人材や時間を有効に活用し、一人一人の子どもたちに対してきめの細かい指導ができるかどうかは、学校の組織力にかかっている。学校における校長を中心としたマネジメントを確立し、組織力を高めることや、そのための教育行政の支援も重要な課題である。

(1) 教職員定数の改善

○ 教師が子どもたちと向き合う時間を確保するに当たっては、何よりも教職員定数の改善が必要である。特に、学校が組織力を高めながら、一人一人の子どもたちにきめの細かい指導を行う上で、主幹教諭による学校マネジメント機能の一層の強化や教師の事務負担の軽減、習熟度別・少人数指導などのきめ細かい個に応じた指導の充実、特別支援教育の充実などが重要であり、このような観点から、必要な定数の改善を進めることが喫緊の課題である。

また、確かな学力を確立するために、年間授業時数の増加を図る場合には、定数改善をはじめ指導体制の整備を進める必要がある。

「教育振興基本計画」（抜粋）

（平成20年7月1日閣議決定）

第2章 今後10年間を通じて目指すべき教育の姿

（2）目指すべき教育投資の方向

小学校以降の初等中等教育段階については、多様な教育課題に対応するとともに一人一人の子どもに教員が向き合う環境づくりの観点から、きめ細かな対応ができる環境を実現するなど、質の高い教育を実現するための条件整備を図る必要がある。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（3）基本的方向ごとの施策

基本的方向2 個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる

- ① 知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する
 - ◇ 学習指導要領の改訂と着実な実施
授業時数や指導内容を増加する新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、算数・数学、理科に係る先行実施のための補助教材の作成・配布などの教育を支える条件整備について検討する。
 - ◇ 学校現場の創意工夫による取組への支援
学校現場の創意工夫による取組を支援するため、学級編制基準の弾力化、習熟度別指導・少人数指導の教員や小学校高学年での専科教員の適正配置、定数の適正化、地域の実情に応じた学校選択制の普及、教材開発などの教員のチームによる取組の支援、図書の実用を図る。
- ③ 教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる
教員は、子どもたちの心身の発達に関わり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、その資質・能力を絶えず向上させるため、適切な処遇や教員の養成・研修の充実、厳格な人事管理を促す必要がある。
教員が、授業等により一人一人の子どもに向き合う環境をつくるため、教職員配置の適正化や外部人材の活用、教育現場のICT化、事務の外部化等に総合的に取り組む。
- ◇ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
教員が子ども一人一人に向き合う環境づくりの観点から、教職員配置の適正化を行うとともに、スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、部活動の外部指導者等の学校の専門的・支援的スタッフや退職教員・経験豊かな社会人等の外部人材の積極的な活用を図る。

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

（4）特に重点的に取り組むべき事項

- ◎ 確かな学力の保証
- 新学習指導要領の実施
新学習指導要領の円滑な実施を図るために、教職員定数の在り方、教科書・教材、学校の施設・設備など教育を支える条件整備について検討する。
- ◎ 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり
- 教員の子どもと向き合う環境づくり
教職員配置の適正化を行うとともに、退職教員や経験豊かな社会人などの外部人材の積極的な活用、「学校支援地域本部」等の地域住民による学校支援の取組、調査の見直し、教育現場のICT化、事務の簡素化・外部化などの取組を支援する。

「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」（抜粋）

（中央教育審議会 平成17年10月26日）

第Ⅱ部 各論

第3章 地方・学校の主体性と創意工夫で教育の質を高める

－学校・教育委員会の改革－

（3）国と地方、都道府県と市区町村の関係・役割

エ 教職員配置の改善と市区町村、学校への学級編制に係る権限の移譲

○ 義務教育のナショナル・スタンダードを設定しそれが履行されるための諸条件を整備する観点から、国が学級編制及び教職員配置についての基準を明確にすることは重要であり、早急に次期定数改善計画を策定する必要がある。これにより、少人数教育の一層の推進や、学習指導や特別支援教育の充実、養護教諭、栄養教諭、事務職員、司書教諭の配置充実、外国人児童生徒への支援の充実など、今日的な教育上の課題に迅速かつ適切に対応した教職員配置の改善を進める必要がある。

○ その上で、今後は学校の判断により地域や学校の実情に合わせた指導形態・指導方法や指導組織とするため、現行制度を見直し、学級編制に係る学校や市区町村教育委員会の権限と責任を拡大する必要がある。

例えば、義務標準法による教職員の標準定数について都道府県ごとの算定から市区町村ごとの算定に改めることや、学校や市区町村教育委員会の判断で学級編制が弾力的に実施できるようにすることなど現行の学級編制の仕組みを見直す必要がある。

また、学校や市区町村教育委員会の判断で少人数学級編制を可能とすることができるよう、これまで例外的な措置とされていた40人学級を下回る学級編制が自由に選択できる制度とする必要がある。

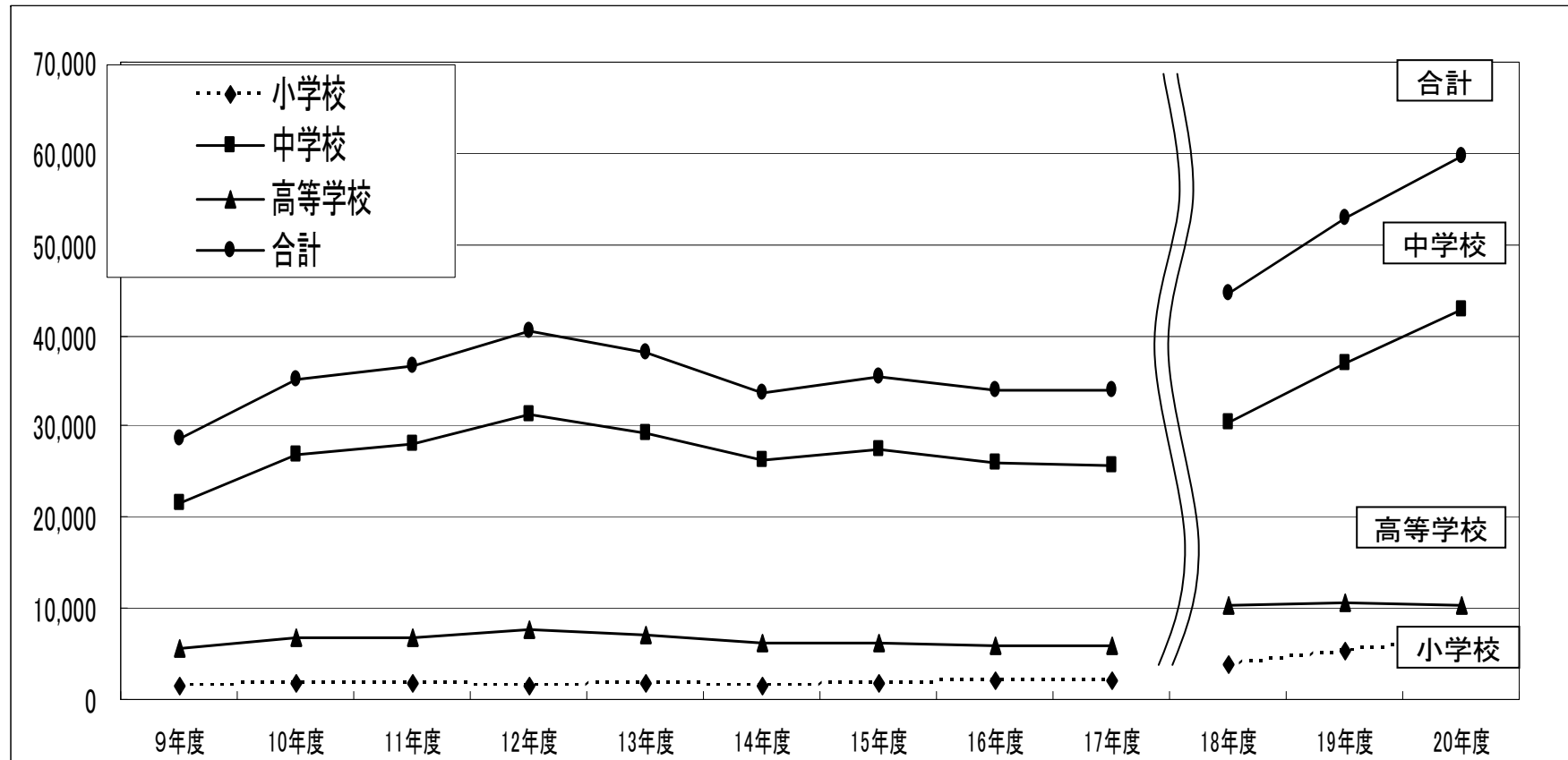
その際、各都道府県に対し教育上の特別な事情に基づきさらに必要とされて加えられる定数（いわゆる教職員定数の加配定数）について、その配分と運用ルールの見直しを検討すべきである。

暴力行為の現状について

●暴力行為の発生件数(国公私・小中高)

平成20年度：59,618件（前年度52,756件）

※前年度より約7千件増加(国公私合計)し、小・中学校で過去最高の件数に上る。



(注)平成18年度から、

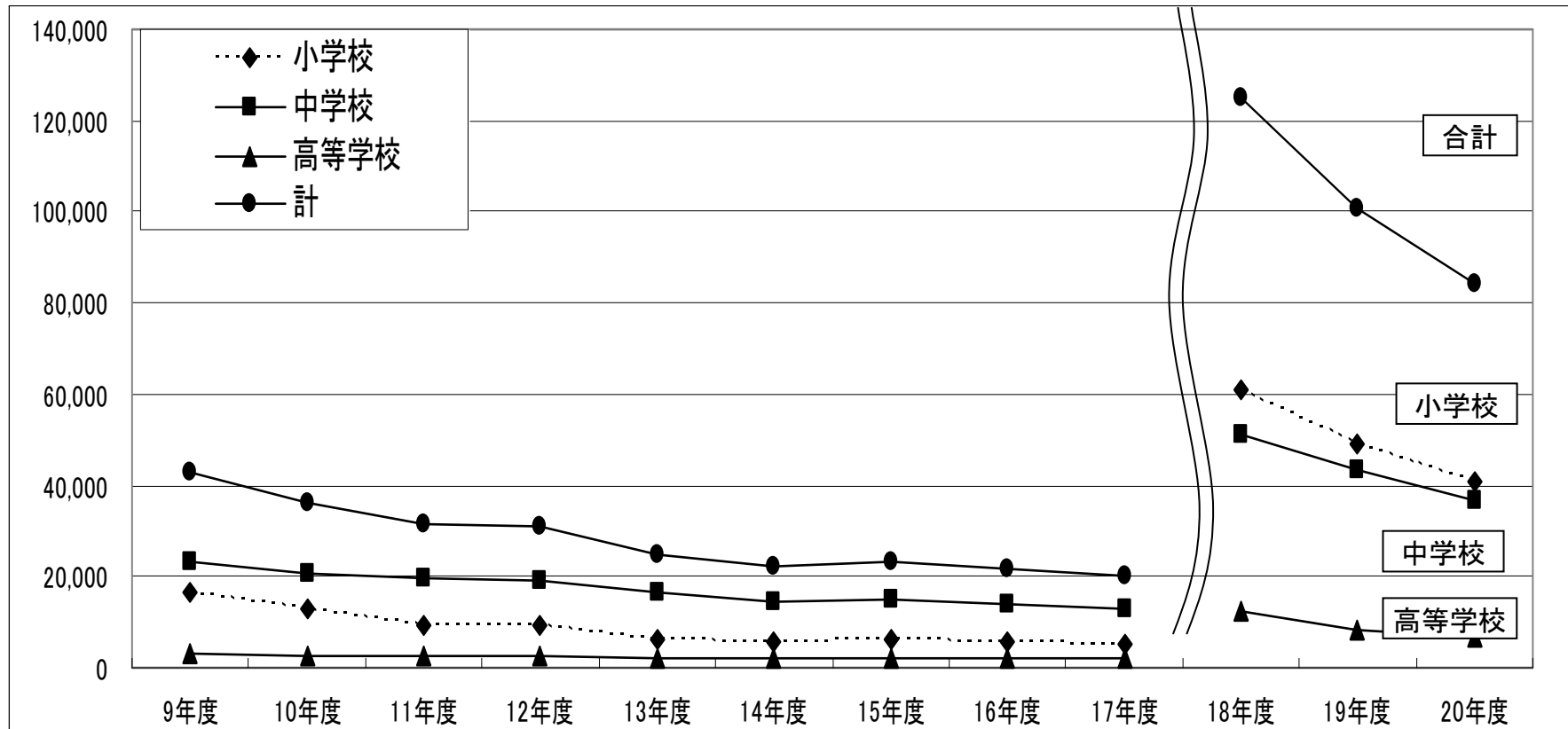
- ・国・私を調査対象に追加。
- ・怪我や外傷、診断書、被害届の有無に関わらず、暴力行為があれば全て計上することを明確化。

いじめの現状について

●いじめの認知件数(国公私・小中高)

平成20年度：84,648件（前年度101,097件）

※前年度より約1万6千件減少(国公私合計)しているが、依然として相当数に上る。



(注)平成18年度から、

- ・国・私を調査対象に追加。
- ・いじめられた児童生徒の立場に立って、より実態に即して把握できるよう、いじめの定義を見直し、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とした。
- ・アンケート調査や個別面談など、直接状況をきく機会を設けるよう徹底

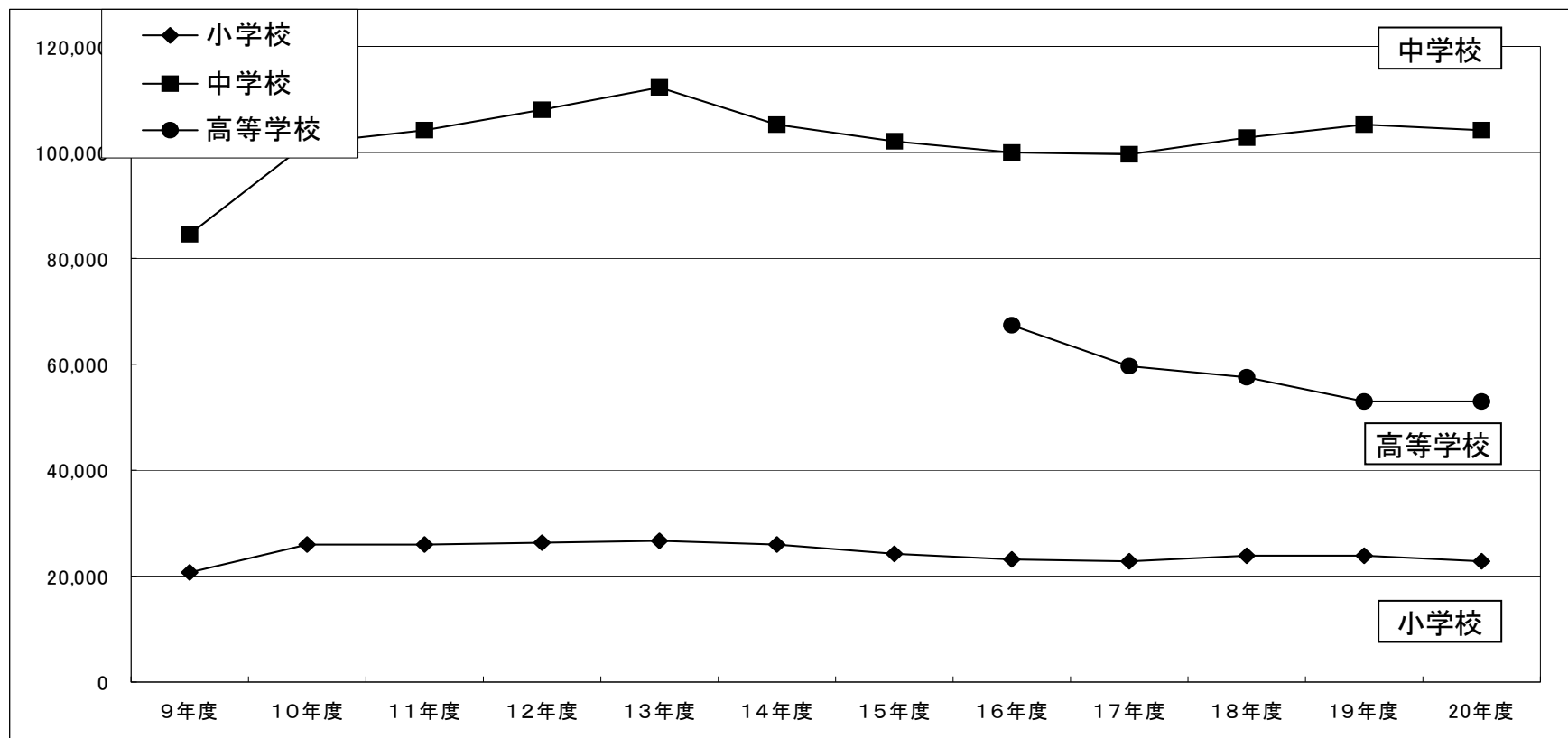
不登校の現状について

●不登校児童生徒数(国公私・小中高)

平成20年度：179,829人（前年度182,296人）

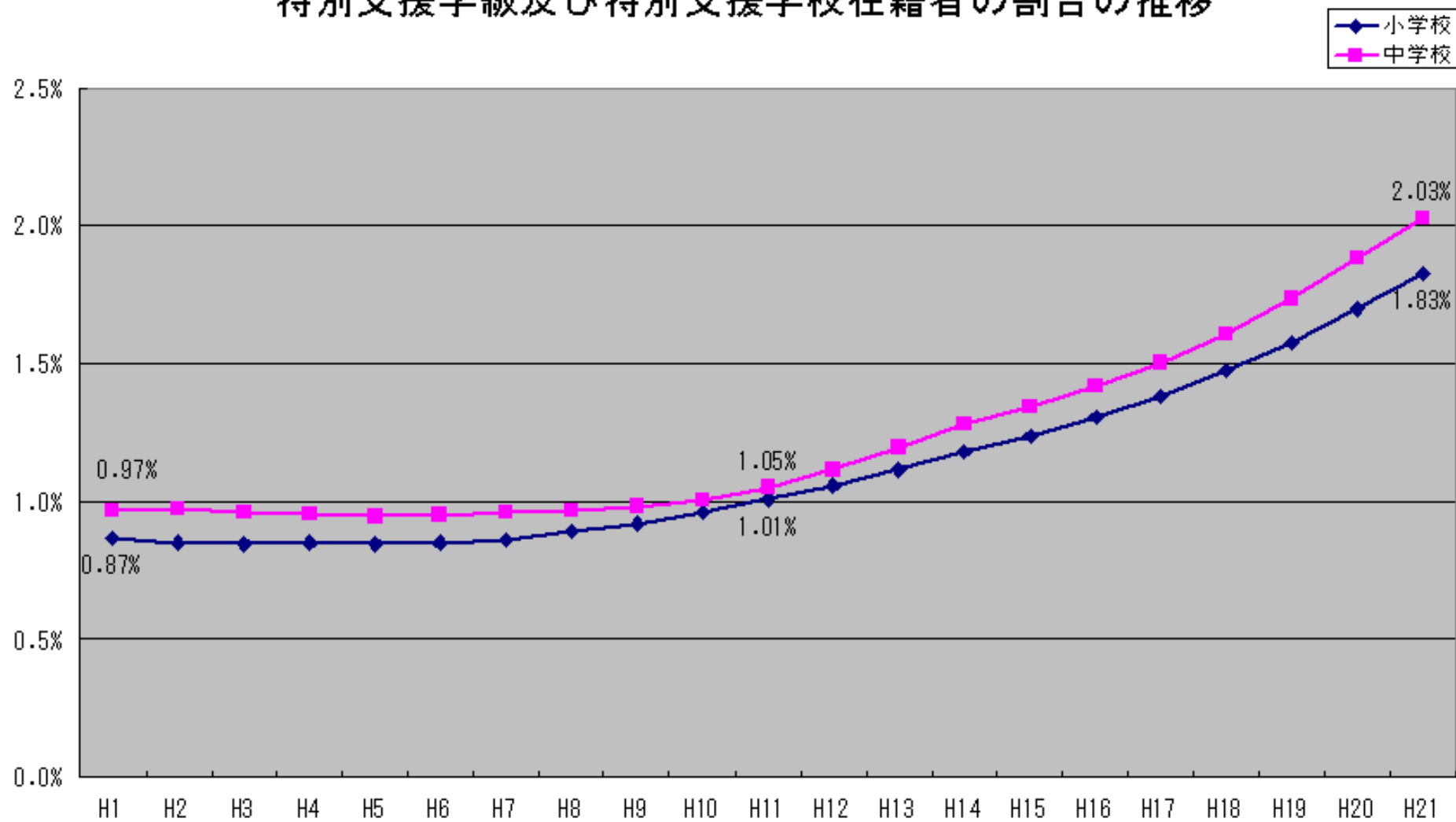
小学校：22,652人 中学校：104,153人 高等学校：53,024人

※前年度より約2千件減少(国公私合計)しているが、依然として相当数に上る。



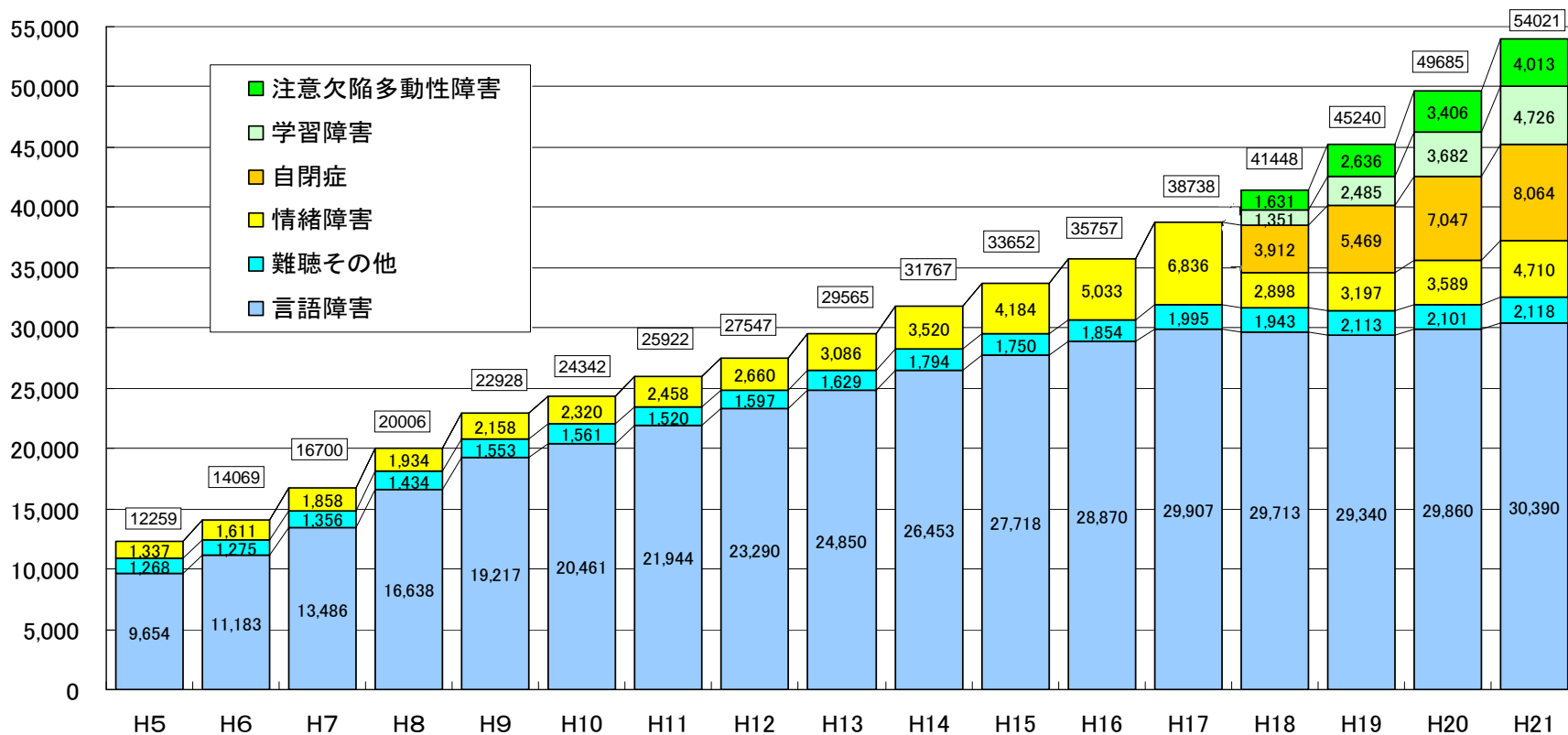
注)年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒数のうち不登校を理由とする者について調査。不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的理由によるものを除く)」をいう。

特別支援学級及び特別支援学校在籍者の割合の推移



【出典】文部科学省「学校基本調査」

通級による指導を受けている児童生徒数の推移(公立小・中学校合計)



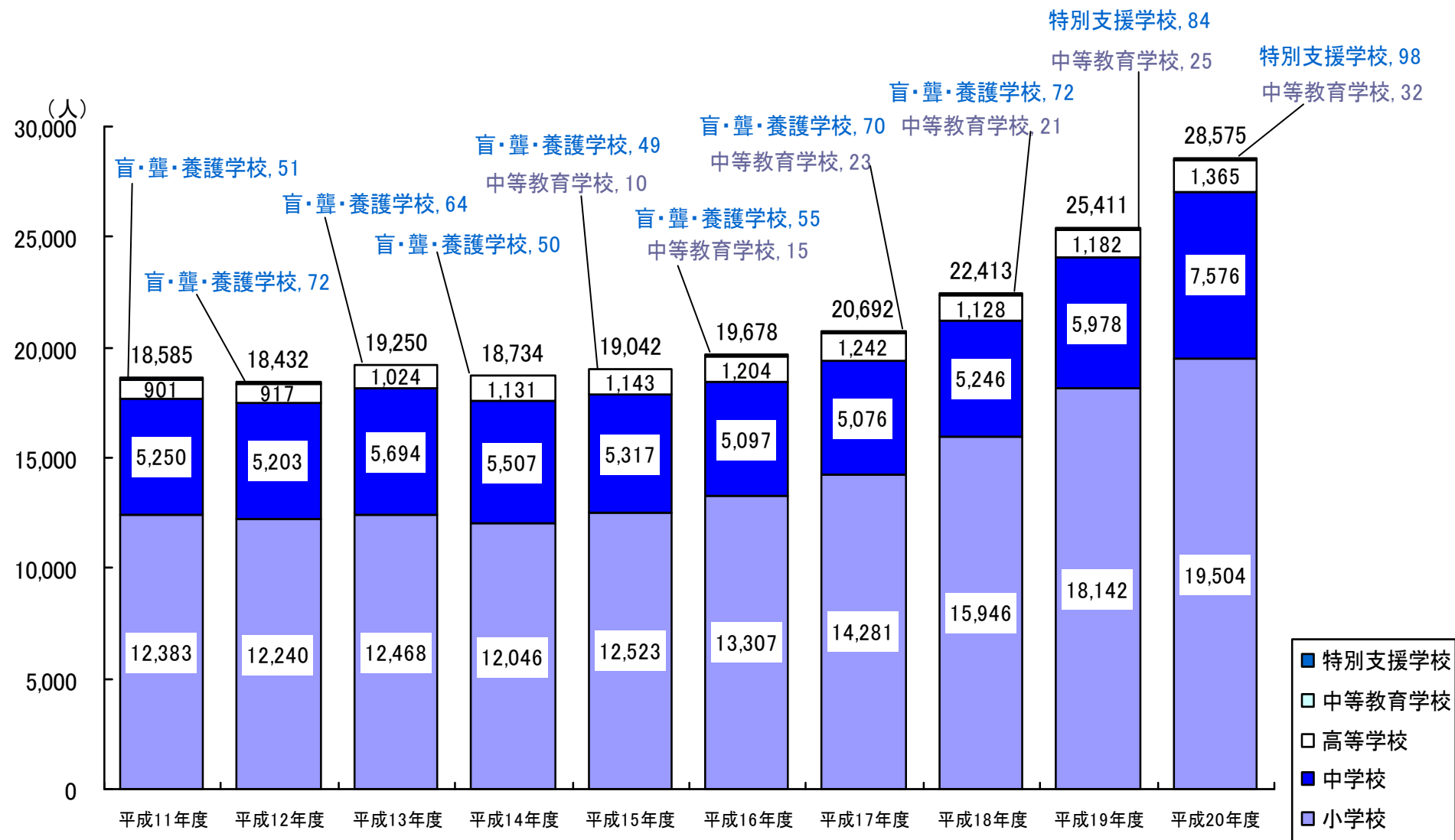
【出典】文部科学省「通級による指導実施状況調査」

※各年度5月1日現在

※「難聴その他」は難聴、弱視、肢体不自由及び病弱・身体虚弱の合計

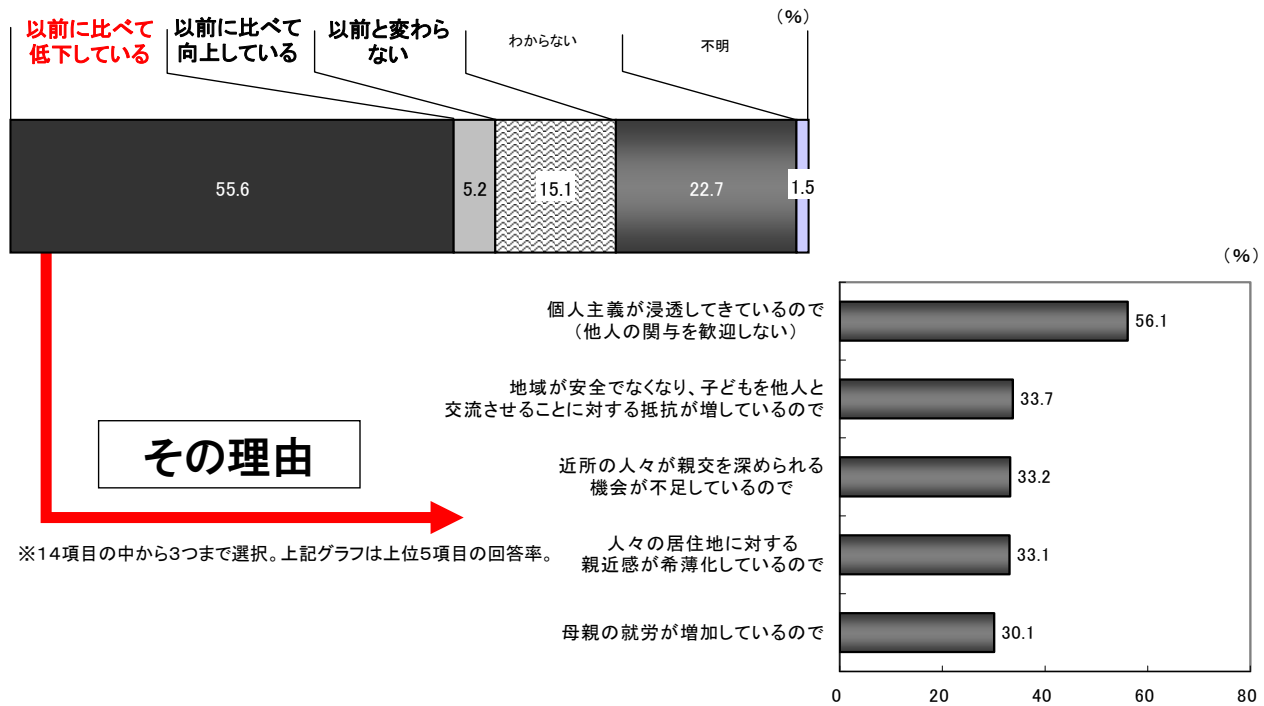
※「注意欠陥多動性障害」及び「学習障害」は、平成18年度から新たに通級指導の対象として学校教育法施行規則に規定
(併せて「自閉症」も平成18年度から対象として明示:平成17年度以前は主に「情緒障害」の通級指導の対象として対応)

日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移



地域の教育力に関する意識

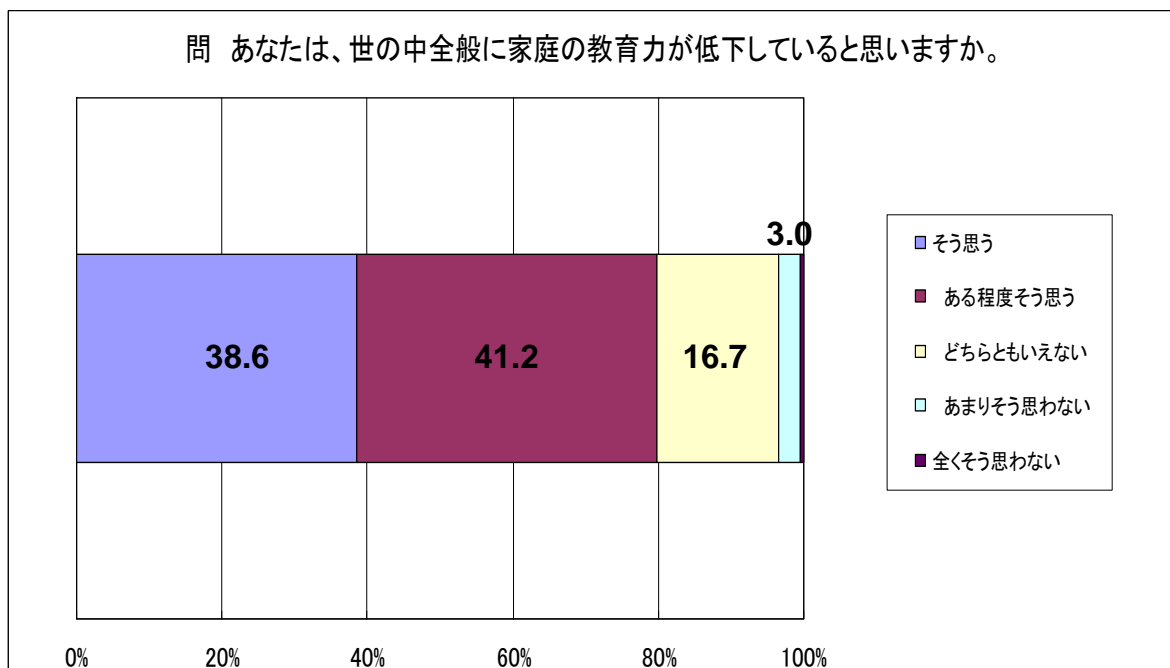
保護者に「地域の教育力」を自身の子ども時代と比較してもらったところ、**過半数が「以前に比べて低下している」(55.6%)と回答**。一方、「以前に比べて向上している」(5.2%)、「以前と変わらない」(15.1%)は低い割合。



文部科学省「平成17年度地域の教育力に関する実態調査」

家庭の教育力に関する意識

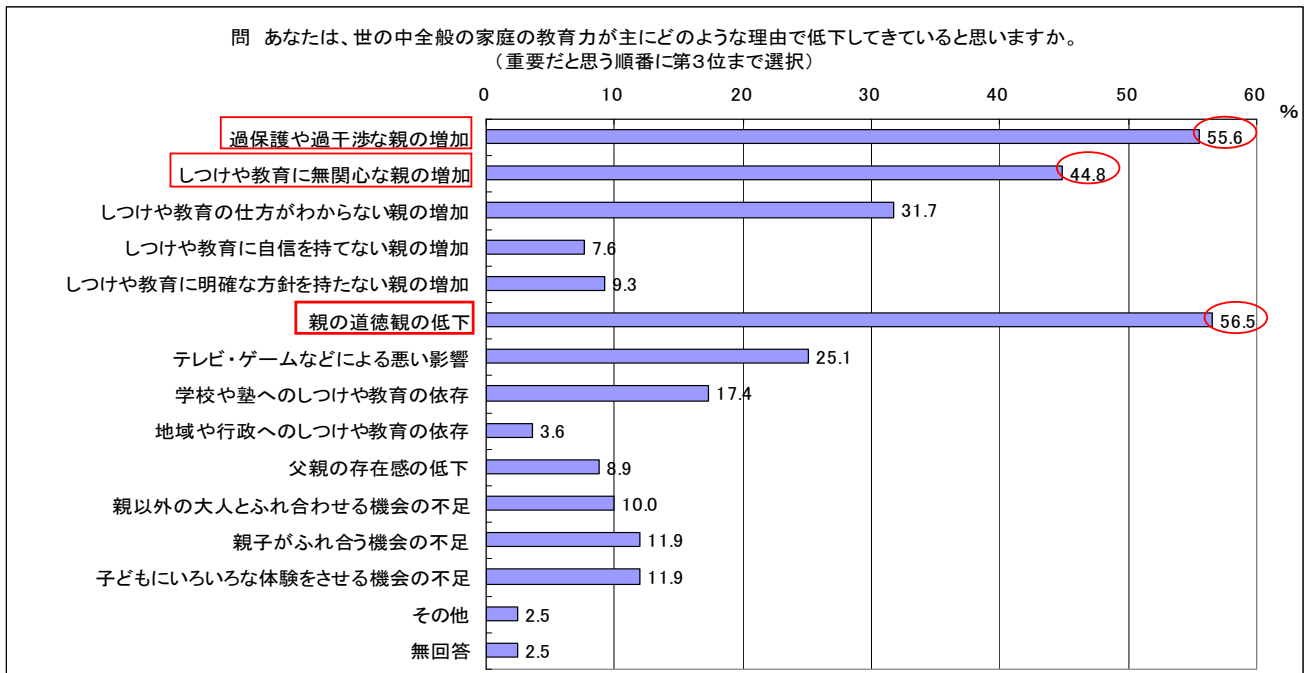
約8割の親が家庭の教育力が低下していると実感



出典 文部科学省委託調査「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」(平成20年度) 調査対象:0歳~18歳の子どもの持つ20歳~54歳の父母3,000人

家庭の教育力が低下している理由として考えられるもの

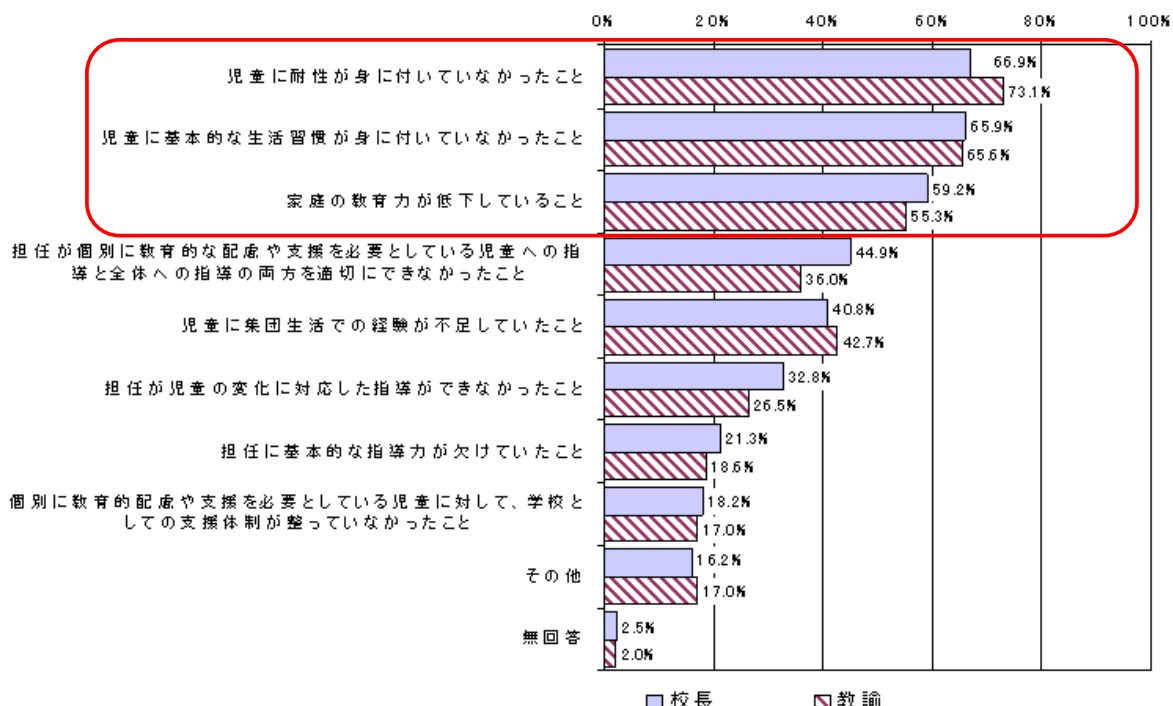
- ◎ 「親の道徳観の低下」、「過保護や過干渉な親の増加」、「しつけや教育に無関心な親の増加」という回答が多い。
- ◎ 第1位の選択では「過保護や過干渉な親の増加」が最も多い。



出典 文部科学省委託調査「家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究」(平成20年度)
調査対象:0歳~18歳の子どもの持つ20歳~54歳の父母3,000人

小1児童の不適応状況発生の要因

「児童に耐性や基本的な生活習慣が身に付いていなかったこと」、「家庭の教育力が低下していること」と回答した校長・教諭が最も多い。



東京都公立小・中学校における第1学年の児童・生徒の学校生活への適応状況にかかわる実態調査について(平成21年11月)